

公立大学法人宮城大学名誉教授称号授与規程

平成21年4月1日

規程第70号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学教員人事規程第4条の規定に基づき、名誉教授の称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(名誉教授の称号)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- 一 教育上又は学術上の功績が顕著であった者
- 二 文化勲章又は日本学士院賞を受けた者（退職後に受賞した者を含む。）、その他これに準ずる者
- 三 学長、理事、副学長、学部長、研究科長、教育推進機構長、教育推進機構の下に置かれるセンター長、総合情報センター長、国際交流・留学生センター長、地域連携センター長又はこれらに相当する組織の長として本学の運営に功績があった者
- 四 学部の設置等について、特別の功績があった者

(欠格条項)

第3条 就業規則第61条に規定する懲戒処分のうち、停職処分を受けたことがある場合には、名誉教授の称号を授与しないものとする。

(推薦)

第4条 学部長、教育推進機構長、総合情報センター長、国際交流・留学センター長又は地域連携センター長は、教授会若しくはセンター運営委員会の議又は教育推進機構長の発議に基づき、名誉教授候補者推薦書（様式第1号）により、名誉教授の称号を授与することが適当と認められる者を学長に推薦するものとする。

2 学長は、前項の推薦を受けたときは、教育研究審議会の議を経て、名誉教授の称号授与を決定するものとする。

(称号の授与)

第5条 名誉教授の称号の授与は、名誉教授称号授与書（様式第2号）の書式を交付して行う。

(取消)

第6条 学長は、名誉教授の称号を授与された者がその荣誉を汚す行為があり称号を保持するに相当でないことを認めるときは、教育研究審議会の議を経て、称号の授与を取り消すものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日において宮城大学の教授、准教授、講師又は助教の職にある者で、この規程

の施行日現在において公立大学法人宮城大学の教授、准教授、講師又は助教の職にある者に係るこの規

第4編人事労務 名誉教授称号授与規程

程の適用については、第2条第1号及び第2号並びに第3条第1号中「本学」とあるのは「本学（宮城大学及び宮城県農業短期大学を含む。）」と読み替えるものとする

3 この規程の施行前に助教授として勤務した年数は、准教授としての勤務年数とみなす。

附 則 (H22.12.22 第33回理事会)

この規程は、平成22年12月22日から施行する。

附 則 (H25.3.27 第67回理事会)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (H25.5.22 第69回理事会)

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (H26.10.22 第89回理事会)

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。